

令和5年神審第17号

裁 決

貨物船A漁船B衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A二等航海士

海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月5日14時34分僅か前

兵庫県家島諸島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

漁船B

総 ト ン 数	499トン	4.9トン
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	1,323キロワット	
漁船法馬力数		48キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側に電子海図システム及びレーダー2台、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ装備し、船長a2及びa1受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、船首2.2メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、令和4年10月5日10時05分阪神港堺泉北第2区を発し、大分港に向かった。

ところで、Aの操縦性能は、海上公試運転成績表写によると、13.3ノットの前進速力で航走中、舵角35度を取って右旋回したときの最大縦距及び同横距がそれぞれ223.33メートル及び254.66メートル並びに13.2ノットの前進速力で航走中、同舵角を取って左旋回したときの最大縦距及び同横距がそれぞれ220.34メートル及び237.11メートルで、13.11ノットの前進速力で航走中、全速力後進発令から船体停止までに要する時間及び航走距離がそれぞれ2分29秒及び488.46メートルであった。

a1受審人は、11時25分明石海峡東方で昇橋し、a2船長が操船指揮を執る中、明石海峡航路を西行し、同航路を出たところで同船長から引き継いで単独の船橋当直に就き、13時15分家島諸島東方に至り、同諸島周辺にのり養殖施設が多数敷設されていることから、a2船長が昇橋して在橋する中、引き続いて操船に当たり、播磨灘を西行した。

a 1 受審人は、2海里レンジ及び4海里レンジでオフセンター表示としたレーダー2台、電子海図システムなどを作動させて操船に当たり、14時17分半少し過ぎ院下島灯台から148度（真方位、以下同じ。）2.43海里の地点で、針路を262度に定めて自動操舵とし、折からの潮流により右方に2度圧流され、機関回転数毎分235にかけて12.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 1 受審人は、14時20分のり養殖施設が少なくなつてa 2船長が降橋し、再び単独で操船に当たり、14時26分半僅か前左舷前方1.65海里のところにBを初認し、その外観から底びき網漁船であることを知り、また、レーダー画面に表示された同船の航跡からBは低速力で航行していないものと、及び同船の方位が右方に變化していたことから、Bは航行中で自船の前路を無難に航過するものとそれぞれ考えて続航した。

14時30分僅か前a 1受審人は、院下島灯台から207.5度2.60海里の地点に達したとき、えい網状態となつて速力を減じたBが左舷船首16度1,620メートルのところとなり、同船がトロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、船尾方へ延びるえい網索及び低速力で移動する様子から、漁ろうに従事していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同船は航行中で自船の前路を無難に航過するものと思ひ、繼續して接近状況を確認するなど、Bに対する動静監視を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

こうして、a 1受審人は、Bの進路を避けないで進行し、14時34分少し前左舷至近に同船を認め、汽笛を吹鳴するとともに、右舵一杯をとり、機関を微速力前進に續いて停止したものの、及ばず、14時34分僅か前院下島灯台から220.5度3.15海里の地点に

において、Aは、船首が268度を向き、11.1ノットの速力となったとき、その船首がBの右舷船首部に後方から57度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には北西方に向かう弱い潮流があった。

a 2船長は、食堂で休息中、汽笛の吹鳴音を聞いて昇橋したところ、衝突したことを知り、事後の措置に当たった。

また、Bは、汽笛不装備の小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置及び魚群探知機、操舵室後方の甲板上に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日05時00分兵庫県坊勢漁港を発し、家島諸島西方沖合の漁場に向かった。

ところで、b受審人の行う底びき網漁は、船尾から直径10ミリメートル長さ150メートルないし160メートルのワイヤ1本の先端に、直径10ミリメートル長さ3メートルのワイヤ2本をV字型に連結したえい網索を繰り出し、同ワイヤ2本に、下辺にそろばんと称する鋼製球複数個を備えた幅3メートル高さ0.4メートルの長方形型の鋼製桁をつなぎ、同桁の後ろに長さ約5メートルの身網に続く袋網を取付け、約7ノットの速力によって投網を、約4ノットの速力によってえい網をそれぞれ行い、投網に2分、えい網に24分、揚網に4分それぞれ要していた。

b受審人は、目的の漁場に到着して南北方向に操業を繰り返し、14時26分僅か前トロールにより漁ろうに従事していることを示す

形象物を表示しないで7.0ノットの速力によって投網を始め、えい網状態となったところで、14時28分僅か前院下島灯台から215度3.42海里の地点で、針路を000度に定めて自動操舵とし、折からの潮流により左方に9度圧流され、4.0ノットの速力で進行した。

b受審人は、定針したのち、船尾部甲板で、前の操業時の漁獲物の選別作業を行いながら続航し、14時30分僅か前院下島灯台から217度3.33海里の地点に達したとき、右舷船首66度1,620メートルのところAを視認することができ、その後同船が自船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁獲物の選別作業に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行し、14時34分少し前右舷方至近にAを認め、機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、Bは、船首が325度を向き、ほぼ行きあしがなくなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に擦過傷を生じ、Bは、右舷船首部船側外板、同部甲板に亀裂、右舷船首部防舷材に破損等を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、家島諸島西方沖合の瀬戸内海において、航行中のAとトロールにより漁ろうに従事しているBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が

適用される。

本件当時、両船は互いに視野の内にあり、Aは、航行中の動力船で、Bは、トロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、船尾方へ延びるえい網索及び低速力で移動する様子から、同船が漁ろうに従事していることが分かる状況であったと認められることから、海上衝突予防法第18条を適用して航行中の動力船と漁ろうに従事している船舶の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、家島諸島西方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 1 受審人は、家島諸島西方沖合において、大分港に向けて航行中、左舷前方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、継続して接近状況を確認するなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bの方位が右方に変化していたことから、同船は航行中で自船の前路を無難に航過するものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、トロールにより漁ろうに従事している同船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bの進路を避けずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

b受審人は、家島諸島西方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、漁獲物の選別作業に気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく操業を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

　以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

　よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月17日

神戸地方海難審判所

審判官　下　條　正　昭